

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 8月27日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 11 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード
1	1号機	取水路(補機ポンプ室(A))簡易点検および取水設備除塵装置点検の期限を点検計画に基づき平成27年9月としていたが、効率的に点検を実施するには非常用ディーゼル発電設備(A)(H)の点検時期(点検期限:平成28年3月)にあわせて実施することが望ましいため、マニュアルに従い、検討・評価し点検期限を平成28年3月まで延長。	GIII
2	1号機	所内通話装置点検において、不具合10件(フックスイッチ折損、スピーカー不良等)が認められたため、当該装置を修理。	GIII
3	2号機	所内通話装置点検において、不具合2件(ケーブル断線等)が認められたため、当該装置を修理。	GIII
4	2号機	補機冷却海水系ポンプ(B)電動機軸受温度検出器用端子箱において、端子箱に腐食が認められたため、当該端子箱を点検・修理。	GIII
5	2号機	補機冷却海水系ポンプ(B)軸封部において、軸封部押さえボルトに腐食が認められたため、当該ボルトを点検・修理。	GIII
6	3号機	エリア放射線モニター(No. 8)「原子炉建屋5階南側区域」において、指示計と記録計の指示値に差異が認められたため、当該放射線モニターを点検・修理。	GIII
7	4号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(A)冷却管渦流探傷検査において、冷却管減肉率に管理値外れ(5本)が認められたため、当該冷却管を交換。	GIII
8	4号機	残留熱除去機器冷却海水系ポンプ(B, D)出口圧力発信器点検において、測定値不良(測定値の精度外れ)が認められたため、当該発信器を点検・修理。	GIII
9	4号機	所内低圧電源設備配電盤(モーターコントロールセンター)4A-1-2(13D)点検において、負荷側の絶縁抵抗測定値に判定値外れが認められたため、当該原因を調査。	GIII
10	4号機	所内低圧電源設備配電盤(モーターコントロールセンター)4A-1-3(1E)(3F)点検において、負荷側の絶縁抵抗測定値に判定値外れが認められたため、当該原因を調査。	GIII
11	4号機	所内低圧電源設備配電盤(モーターコントロールセンター)4A-1-3(2E)(4E)(6D)(7E)点検において、負荷側の絶縁抵抗測定値に判定値外れが認められたため、当該原因を調査。	GIII